

## 成年後見制度利用にかかる費用

### 法定後見制度

#### 1 申立てにかかる費用

	名称	取得先	金額
事前準備で必要な費用	本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍地市町村	450円 *1
	本人の住民票又は戸籍の附票	住所地又は本籍地市町村	300円 *1
	本人の登記されていないことの証明書	法務局	300円
	候補者の住民票又は戸籍の附票	住所地又は本籍地市町村	300円 *1
	診断書	医療機関	医療機関ごとの所定金額
裁判所に納める費用	収入印紙（申立て費用）		
	・後見開始	800円	800円～2,400円
	・保佐又は補助開始＋代理権付与	1,600円	
	・保佐又は補助開始＋同意権付与	1,600円	
・保佐又は補助開始＋代理権付与＋同意権付与	2,400円		
	収入印紙（後見登記手数料）		2,600円
	郵便切手		3,990円～
	・後見開始 3,990円（500円×2枚、100円×15枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚） ・保佐、補助開始 4,990円（500円×4枚、100円×15枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚） ※候補者1人増加につき500円×2枚を追加		
	鑑定料（必要がある場合 *2）		10万円程度

\*1 東大阪市の場合を記載。住民票や戸籍謄本交付手数料は市町村によって異なります。

\*2 鑑定省略の場合、鑑定料はかかりません。

※ 原則として、申立費用は申立人の負担となります。ただし、申立費用を本人負担とすることを希望する旨の上申書を提出した場合、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とされる場合があります（必ずしも希望どおりに認められるとは限りません。）。

## 2 弁護士費用・司法書士費用

申立てが困難な場合は弁護士に委任することができますし、申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に作成を依頼することができます（いずれも有料です。）。依頼する弁護士や司法書士によって費用は異なりますので、依頼する弁護士・司法書士に事前に確認してください。

## 3 後見人等に対する報酬

後見人等は、報酬付与の申立てにより、裁判所の審判を得て、本人の財産から報酬を受け取ることができます。裁判所は、後見人等として働いた期間、後見人等が行った事務の内容、本人の財産の額や内容等を考慮して、後見人等に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には、報酬の額をいくらにすべきかを審判によって決定します。親族であっても報酬付与の申立てをすることはできますが、報酬を望まない場合は申立てをする必要はありません。

### 任意後見制度

#### 1 任意後見契約書作成にかかる費用

- ・公正証書作成の基本手数料・・・11,000円
- ・登記嘱託手数料・・・・・・・・・・1,400円
  
- ・登記所に納付する印紙代・・・・2,600円
  
- ・書留郵便料・・・・・・・・・・約540円
- ・正本、謄本の作成手数料・・250円×枚数

#### 2 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- ・収入印紙（申立費用）・・・・・・・・800円
- ・収入印紙（登記嘱託費用）・・・・1,400円
- ・郵便切手・・・・・・・・・・3,990円  
【500円×2枚, 100円×15枚, 84円×10枚,  
63円×5枚, 20円×10枚, 10円×10枚,  
5円×5枚, 1円×10枚】
- ・その他…診断書作成料、  
戸籍謄本等交付手数料（所定の金額）

#### 3 任意後見人、任意後見監督人に対する報酬

任意後見人の報酬額や支払方法は、法定後見制度と異なり、裁判所の審判ではなく任意後見契約の中で定められます。ただし、任意後見監督人については、任意後見監督人からの申立てを受けた裁判所が、審判によって報酬額を決定します。

